

# 国立大学法人島根大学研究不正防止対策本部規則

(平成19年島大規則第61号)

(平成19年10月23日制定)

## (設置)

第1条 国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）に、本学における研究活動の不正行為の防止及び本学の研究活動に使用する運営費交付金対象事業費、寄附金、共同研究費、受託研究費及び国又は国が所管する独立行政法人等から配分される公募型の研究資金（以下「公的研究費等」という。）の不正使用の防止を図り、もって公正な研究活動を推進するため、国立大学法人島根大学研究不正防止対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 対策本部は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 研究活動上の不正行為防止のための基本方針に関すること。
- 二 公的研究費等の不正使用防止のための基本方針に関すること。
- 三 その他公正な研究活動の推進に関すること。

## (組織)

第3条 対策本部は、次の各号に掲げる本部員で組織する。

- 一 学長
  - 二 各副学長
  - 三 各学部長
  - 四 法務研究科長
  - 五 附属図書館長
  - 六 医学部附属病院長
  - 七 学内共同教育研究施設等連絡協議会委員長
  - 八 事務局長
- 2 対策本部に本部長を置き、学長をもって充てる。

## (会議)

第4条 対策本部の会議は、本部長が招集し、議長は、本部長をもって充てる。

- 2 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名する副学長がその職務を代理する。
- 3 対策本部が必要と認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことが出来る。

## (他の委員会等との関係)

第5条 対策本部は、国立大学法人島根大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則（平成19年島大規則第60号）第7条に定める研究活動不正行為対策委員会及び国立大学法人島根大学公的研究費等不正防止計画推進室規則（平成19年島大規則第59号）に定める国立大学法人島根大学公的研究費等不正防止計画推進室を統轄する。

## (事務)

第6条 対策本部に関する事務は、関係する部・課・室及び事務部の協力を得て学術国際部研究協力課において処理する。

## (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成19年10月23日から施行する。